

令和5年(2023年)5月8日

町立こども園・小中学校の保護者の皆様

竜王町教育委員会
竜王町校長会

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う学校園での対応について(お知らせ)

平素は、本町の教育行政ならびに学校園の教育活動に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられます。これに伴い学校園の対応が一部変更となりました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、今後の学校園生活におけるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 学校園での感染対策について

(1) 引き続き取り組むこと

1. 園児児童生徒の健康状態の把握
2. 適切な換気
3. 手洗いや咳エチケットなどの指導

(2) 感染が流行している場合に一時的に取り組むこと

1. 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
2. 園児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離の確保

(3) マスクの着用について

1. 学校園教育活動においては、原則、園児児童生徒および教職員へのマスク着用は求めません。
2. 風邪症状があるときや、新型コロナウイルス感染症に罹患して10日を経過するまでは着用を推奨します。
3. マスクの着用については個人の様々な事情や見解があり、着用の有無による差別や偏見などがないよう各校園で指導します。

2. 出席停止の取り扱いについて

(1) 感染が確認された園児児童生徒

「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」 → 出席停止

(2) これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のために出席停止としていた、「濃厚接触者」「本人や同居のご家族に発熱や風邪症状がある場合」「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のため」などの取り扱いはなくなります。

(3) 園児児童生徒等に基礎疾患がある、また同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がおられるなど事情があり、感染の流行状況によっては登校園することが心配な場合などは各学校園にご相談ください。